

乳幼児等医療費助成制度を拡充します

平成27年7月1日から乳幼児等（こども）医療費助成制度を拡充し、小学1年生から中学3年生までの児童について、一部負担金を軽減します！



●拡充の内容

外来の一部負担金を引き下げ、これまで入院の一部負担金については役場窓口での返金手続きにより、無料としていましたが、医療機関窓口で無料となります。

【一部負担金】

| 対象 | | 拡充前 | 拡充後 |
|---------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 小学1年生から 中学3年生の児童 | 外来 | 1 医療機関 1 薬局あたり 3割 1日 800円 まで月2回 (3回目以降無料) ※低所得者は1日600円まで | 1 医療機関 1 薬局あたり 2割 1日 400円 まで月2回 (3回目以降無料) |
| | 入院 | 1 医療機関 1 薬局あたり 1 割負担 月3,200円 まで (すこやか医療費による返金) ※低所得者は2,400円まで | 一部負担金なし(無料) (すこやか医療費による返金不要) |

※小学校就学前の外来・入院については一部負担金なし

（注意事項）

- ・県外で受診された医療の助成は、役場地域福祉課での手続きが必要です。印かん（シャチハタ以外）・通帳・領収書を持って、手続きをしてください。
- ・健康診断料・予防注射代・差額ベッド代・入院時の食費・居住費（標準負担額）・薬ビン代・診断書等の文書料・おむつ代等の保険外診療分は助成対象になりません。また、自立支援医療等により医療費の助成を受けることができるときは、助成対象になりません。

■問合先 地域福祉課 福祉係 ☎492-9136

福祉医療制度についてお知らせ

6月末は福祉（老人・乳幼児等・重度障害者・母子家庭等・高齢重度障害者）医療費受給者証の更新時期です。

●更新にあたり、次の①、②および③に当てはまる人は、下記の書類の提出が必要です。

- ①H27.1.1以降に保護者等の扶養義務者が、他市町から転入された人
- ②保護者および扶養義務者が、稲美町外にいる人
→平成27年度の市町村民税の所得課税証明書（※児童手当等で既に提出している人は不要です）
- ③母子家庭等の人
→母子家庭等更新申請書（5月下旬に該当者へ郵送。毎年一回「母子家庭等更新申請書」による現況届が必要です）
※提出がない場合は、母子家庭等医療費の資格がないものとして次年更新の所得判定は行いません。

●新しい医療費受給証（7月以降有効の医療費受給者証）は、6月下旬ごろに送付します。

問合先 地域福祉課 福祉係 ☎492-9136

このページのお問い合わせは、地域福祉課(☎492-9136)

要介護者・心身障害者等で

住宅改造をお考えの人へ

日常生活に介護を要する高齢者および心身障害者が、安心して健やかな生活がおくれるように、住宅の改造・増築・改築する経費の一部を助成します。

【対象世帯】

●特別型（改造の場合）

- (1) 介護保険の要介護・要支援認定を受けた人のいる世帯
- (2) 身体障害者手帳所持者または療育手帳所持者のいる世帯
- (3) 介護保険制度に該当しない60歳以上の人で、精神的または身体的障害により日常生活を営むうえで、現に支障があると住まひの改良があると認められた人のいる世帯

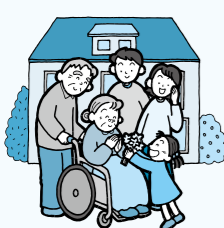
【注意事項】

- 新築や建て替えは対象になりません。
- 所得制限や工事内容、障害の程度に条件がありますので、必ず工事の計画段階で健康福祉課にご相談のうえ、申請してください（工事の着工後は、申請をお受けすることができません）。
- 産業課が実施する住宅リフォーム補助事業との併用はできません。

【問合先】

健康福祉課 高年障害係
☎492-9137

●増改築型（増築・改築の場合）
特別型の対象世帯（3）を除く）およびこれらの人と同居しおこなっている世帯



国民健康保険税の税率

平成27年度の国民健康保険税の税率は前年度と同じです。ただし、最高限度額は表のとおり引き上げます。

※下段（ ）内は前年度限度額です。

| 区分 | 医療保険分 | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分 |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 所得割率 | 7.9% | 1.9% | 2.3% |
| 均等割額 | 27,500円 | 7,000円 | 9,000円 |
| 平等割額 | 22,000円 | 4,100円 | 4,000円 |
| 最高限度額 | 520,000円 (510,000円) | 170,000円 (160,000円) | 160,000円 (140,000円) |

【問合先】

- 課税・納税について
税務課 住民税係 ☎492-9132
- 届出・給付・資格について
住民課 国保年金係 ☎492-9135

後期高齢者医療保険料の料率

についてお知らせします

平成27年度の後期高齢者医療保険料の料率と保険料額の上限は前年度と同額です。

| | |
|---------|----------|
| 均等割額 | 47,603円 |
| 所得割率 | 9.70% |
| 保険料額の上限 | 570,000円 |

【問合先】

- 課税・納税について
税務課 住民税係 ☎492-9132
- 届出・給付・資格について
地域福祉課 福祉係 ☎492-9136

ハリウッドヨガ

1週間に1度のご自分へのご褒美。
深い呼吸は気持ちがいいですよ。
簡単なポーズで歪みを整えます。
徐々に呼吸が深くなり、頭はスッキリと
穏やかに、徐々に疲れにくい身体へ。
一度楽しみにきてください。

金曜 15:30~16:30

1レッスン:1000円



大西美穂

場所 FIT:s (稲美町役場の隣)

TEL:080-8316-6715

Mail: 19780712.o@gmail.com

★毎月第3土曜日 無料相談会開催中！ (事前予約制)

相続・贈与・太陽光発電 のことなら

創業60年！信頼と豊かな実績で完全サポートします！

検索 中嶋パートナーズ 代表 行政書士 中嶋 修市

☎079-492-3424 国岡3丁目6-12(JA天満 斜め前)